

第2次鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画（素案）

1 目的

まちの美観及び良好な都市景観を保持することを目的とする鎌倉市落書き防止条例に基づき、更なる落書きのない快適な生活環境を実現し、これからも継続して保持するため、市、関係機関（県、警察、東京電力、NTT、公共交通機関、その他落書き被害の対象となりやすい自動販売機事業者等主要施設管理者）、市民等（市民、自治会・町内会、商店会等）それぞれの役割と具体的な事業を策定します。

2 計画期間

平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

3 目標ごとの基本的施策及びその具体的事業

目標Ⅰ 落書きされにくい環境づくり

【基本的施策1】 鎌倉市内の落書きデータの集積と活用システムの構築

実施主体	具体的事業
市	①平成21年度から23年度の市と市民ボランティア団体の協働事業による落書きデータに基づき、重点地区を指定します。
市民等	②落書き被害にあった箇所及び発見日時等を、毎月自治会・町内会、商店会に送付し広報することにより、情報の共有化を図り、関心を高めます。 ③落書きから地域を守るため、被害にあった箇所及び発見日時等の情報を共有し、早期発見、早期通報、早期消去の体制づくりを目指します。

【基本的施策2】 施設管理者の体制の整備

市	①重点地区の落書き防止パトロールを実施します。 ②市の建築物・工作物等の新設に当たっては、落書き対策を考慮した構造や素材を使用するように努めます。 ③関係機関に落書きされにくい素材等について情報を提供していきます。
関係機関	④建築物・工作物等の新設に当たっては、落書き対策を考慮した構造や素材を使用するよう努めます。

【基本的施策3】 広報・啓発の充実

市	①落書き対応マニュアルを、関係者に配布します。 ②落書き防止の広報・啓発のため、広報、電子メディア等を積極的に活用します。 ③公用車等に落書き防止ステッカー等貼付します。 ④環境教育アドバイザー制度を活用し、小・中学校、高校へ落書き防止についての出前講座を実施します。
---	---

目標Ⅱ 落書きに気づく体制づくり

【基本的施策1】市と地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

実施主体	具体的事業
市	①鎌倉市役所全職員は落書きを発見したら、速やかに、環境保全課に連絡する体制を整えます。 また、落書きの発見・通報について、庁内関係課、まち美化推進員※1、屋外広告物除却協力員※2、路上喫煙防止指導員※3、安全安心まちづくり地域巡回員※4、自治・町内会連合会、ボランティア団体等との連携・協力体制を強化します。
市民等	②まち美化推進員※1、屋外広告物除却協力員※2 路上喫煙防止指導員※3 ボランティア団体等と連携して落書きの発見・通報を心がけます。 ※1 まち美化に関する調査や啓発をするために市長が委嘱した市民協力員 ※2 電柱等に貼られた違反屋外広告物を除去するなど景観を守るために市長が委嘱した市民協力員 ※3 路上喫煙に関する指導や調査及び啓発をするために市長が委嘱した市民協力員 ※4 安全安心なまちづくりのため地域巡回をおこなっている市長が委嘱した市民協力員

【基本的施策2】施設管理者等の意識づくり

市	①早期発見・早期通報・監視態勢の落書き対応マニュアルを作成し、全職員の落書きに対する意識の向上に努めます。 ②市職員に庁内広報等で落書きについて周知を行い、職員それぞれの意識の向上に努めます。
関係機関	③各施設において、発見・通報・監視体制のマニュアルを配布し、従業員に落書き防止に関する啓発を実施します。

目標Ⅲ 落書きされたらすぐに消す体制づくり

【基本的施策1】施設管理者の体制の整備(再掲)

実施主体	具体的事業
市	①市は、市施設への落書きの迅速な消去に努めるとともに、関係機関の施設管理者や市民等に対し、落書きの迅速な消去活動を促します。更に、後日消去されたことの確認をします。
関係機関	②施設管理者は施設・工作物等への落書き発見に努め、発見したときや通報を受けたときには速やかに消去します。
市民等	③自己所有(管理)施設・工作物等への落書き発見に努め、発見したときや通報を受けたときには速やかに消去します。

※人権侵害や差別に関する落書きを発見したときは、消さずにすぐ市へ連絡してください。

【基本的施策2】 市と関係機関、地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

市	<p>① 関係機関と情報の共有化を図ることにより、落書きに対する関心を高め迅速な対応が出来るよう努めます。</p> <p>② 関係機関との連絡調整の場を持ちます。</p> <p>③ 落書きについて警察への告発、被害届等の提出を促します。</p> <p>④ 地域の状況に応じた取り組みを呼びかけます。</p> <p>⑤ 落書き多発重点地区の見回りボランティアを募集します。</p>
関係機関	<p>⑥ 落書き被害について警察への告発、被害届等を提出するよう努めます。</p> <p>⑦ 市主催の関係機関との連絡調整の場に参加します。</p>
市民等	<p>⑧ 落書き被害について警察への告発、被害届等を提出するよう努めます。</p> <p>⑨ 地域における落書き消去活動に参加するよう努めます。</p>

【基本的施策3】 円滑な発見通報体制の構築

市	<p>① 広報かまくら・ホームページで落書き通報窓口の周知徹底を図ります。</p> <p>② 市が受けた落書きの通報は、遅滞なく関係機関へ連絡し調整を図り、消去後の確認を行います。</p>
---	--